



# スマホアプリ・コンビニで 市税や水道料金などの納付ができます



市税や水道料金などについて、スマートフォン(スマホ)アプリを使つての納付、また、コンビニエンスストア(コンビニ)での納付が可能です。ぜひご利用ください。

※これまでどおり金融機関、市役所、各地域局などでも納付できます。

※スマホ納付には事前に各アプリのインストールが必要となります。

## スマホ・コンビニで納付できるもの

- 市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 保育園・こども園・幼稚園保育料  
(一時預かり・延長保育料を除く)
- 公立園給食費
- 水道料金・下水道使用料
- 下水道受益者負担金・分担金

## 利用できる主なスマートフォンアプリの使用方法

PayPay(請求書払い)



LINE Pay(請求書払い)



※その他利用できるアプリなど、詳しくは納付書をご覧ください。

## コンビニ納付を利用できる主な店舗(県内)



セブン-イレブン



ローソン



ファミリーマート



デイリーヤマザキ



ポプラ



生活彩家

※その他の利用可能な店舗など、詳しくは納付書をご覧ください。

## 納付書について



※バーコードが印刷されている納付書が利用できます。

### スマホ・コンビニで納付できない納付書

○納付書1枚の金額が30万円を超えるもの ○バーコードが印刷されていないもの ○金額を訂正したもの ○破損や汚損によりバーコードが読み取れないもの ○納期限を過ぎたもの

※納付書1枚の金額が5万円を超える水道料金・下水道使用料については、LINE Payでの支払いができません。

## その他の注意点

- 納付書は切り離さないでください。
- 市役所および各地域局、金融機関、コンビニなどでは、スマートフォンアプリ決済の対応を行いません。
- スマホ納付の場合は領収書が発行されません。アプリ内の「取引履歴」でご確認ください。
- 重複納付にご注意ください。(スマホ納付で支払い済みの納付書は使用しないでください)
- スマホ納付に手数料はかかりませんが、アプリ使用時の通信料は利用者負担となります。
- コンビニ納付の場合、領収書と併せてレシートも大切に保管してください。

問(市税、介護保険料について)税務課 ☎ 21-0215

(後期高齢者医療保険料について)介護医療連携課 ☎ 21-0258

(保育園・こども園・幼稚園保育料・公立園給食費について)こども未来課 ☎ 21-0264

(水道料金・下水道使用料について)上下水道課 ☎ 21-0242

(下水道受益者負担金・分担金について)上下水道課 ☎ 21-0244